

○ 熊本高等専門学校研究紀要発行規則

平成 22 年 9 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の教育・研究活動の活性化を図るとともに、その活動状況を内外に周知させるため、熊本高等専門学校研究紀要（以下「研究紀要」という。）を発行する。

(名称)

第 2 条 研究紀要の名称は、「熊本高等専門学校 研究紀要」とする。

2 英語名は、「RESEARCH REPORTS OF KUMAMOTO NATIONAL COLLEGE OF TECHNOLOGY」とする。

(掲載内容)

第 3 条 研究紀要の掲載内容は、本校で行われた研究

成果の報告及び研究紀要以外に発表した論文の抄録等（以下「論文・抄録等」という。）とし、詳細については別に定める。

(投稿者)

第 4 条 研究紀要の投稿者は、次の者とする。

(1) 本校の教職員（非常勤教職員を含む。）

(2) 本校の学生又は卒業生（本校在籍中に取り組んだ研究内容について執筆した場合。）

(原稿募集・編集等)

第 5 条 論文・抄録等の原稿募集及び編集等については、熊本キャンパス及び八代キャンパスの総務委員会が行う。

2 編集等についての詳細は別に定める。

(校閲)

第 6 条 受理した論文・抄録等については校閲を行い、その結果に従って掲載の可否を決定する。

2 校閲等についての詳細は別に定める。

(発行)

第 7 条 研究紀要は、原則として年に 1 回発行する。

(著作権)

第 8 条 研究紀要に掲載された論文・抄録等の著作権は著者に帰属する。ただし、このうち、複製権および公衆送信権については本校に帰属するものとする。

2 特別な事情により、前項の規定により難しい場合は、著者と協議のうえ措置する。

(配付)

第 9 条 研究紀要の配付先は次のとおりとする。

(1) 本校と研究紀要等を交換する国内、国外の教育・研究機関及び図書館等

(2) その他校長が必要と認めたもの

2 著者及び共著者には、必要に応じ、所定の部数の研究紀要の別刷を配付する。

(事務)

第 10 条 研究紀要に関する事務は、総務課総務係及び管理課産学連携係において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、研究紀要の発行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 9 月 24 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

○ 熊本高等専門学校研究紀要編集要項

平成22年9月28日制定

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の熊本キャンパス及び八代キャンパスの総務委員会（以下「委員会」という。）が行う研究紀要（以下「研究紀要」という。）の編集等に関しては、熊本高等専門学校研究紀要発行規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(掲載内容)

第2条 研究紀要の掲載内容の区分は、論文等、抄録1、抄録2及び資料（以下「論文・抄録等」という。）とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 論文等：和文論文、和文速報、英文論文、英文速報、調査報告
- (2) 抄録1：著書、学位論文、学会論文誌等掲載論文、国際学会発表論文等
- (3) 抄録2：国内学会・研究会・シンポジウム等における口頭発表等
- (4) 資料：特許・実用新案、科学研究費採択課題一覧、表彰等

2 教職員が研究紀要発行の1年間以内に学外で発表した論文及び口頭発表等は、原則として全て、抄録1及び抄録2に掲載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた場合は、当該記事等を掲載することができる。

(書式)

第3条 掲載する論文・抄録等の書式は、次によるものとする。

(1) 論文等には、論文等の種類、題目、執筆者名、英文題目、英文執筆者名、英文概要、キーワード、本文、註、参考文献等を記載し、初ページの脚注に執筆者の所属等を明記する。

(2) 論文等のページ数は、1件につき、論文は6ページ以上8ページ以内、速報および調査報告は4ページ以内とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この規定のページ数を超過することができる。

(3) 前2号のほか、論文等の書式の詳細については、別に定める「書式テンプレート（執筆・投稿の手引き）」等に従うものとする。

2 抄録1及び抄録2は、著書名又は発表題目、執筆者名、発表年月、発行所又は掲載雑誌名、巻号、掲載ページ及び概要を記載し、指定の表形式で提出する。

(原稿募集・投稿期限)

第4条 論文・抄録等の原稿募集は、毎年、委員会が行う。

2 論文・抄録等の投稿期限は、9月25日とする。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、翌月曜日とする。

3 委員会が必要と認めた場合は、一人で投稿できる論文等の数を制限することができる。

(校閲)

第5条 受理した論文等の校閲については、別に定める。

(編集)

第6条 論文・抄録等の掲載順は、和文論文、英文論文、和文速報、英文速報、調査報告、抄録1、抄録2、資料の順とする。

2 論文等の分野等の掲載順は、科学研究費補助金の系・分野・分科・細目表の分類に基づき、総合領域（情報学を除く。）、人文社会科学、数物系科学、化学、生物学、工学の順とする。

3 前項の工学分野の掲載順は、応用物理学・工学基礎、機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学、材料工学、プロセス工学、総合工学、情報学の順とする。

(発行)

第7条 研究紀要は、A4版体裁とし、CD-ROMで発行する。

2 必要に応じて別刷を発行する。発行部数は、原則として、本校の執筆者2人までは1人につき20部、3人以上及び本校以外の共同執筆者1人につき10部とする。

附 則

この規則は、平成22年9月28日から施行し、平成21年10月1日から適用する。